

事務連絡
令和4年8月25日

都道府県・指定都市市民活動担当部長殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

組合等登記令の改正に伴う手引き等の変更について

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただきありがとうございます。

「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令（令和4年7月21日第780号）」の成立に伴い、令和4年9月1日から「組合等登記令（昭和39年政令第29号）」の一部が改正・施行されます。

これまでNPO法人の設立の認証等においては、そのすべての事務所の所在地で登記が必要とされていたところ、当該改正により、従たる事務所の所在地における登記が不要となります。

※従たる事務所が設置されている法人であれば、従前どおり、主たる事務所において当該従たる事務所の所在場所の登記が必要になります。

つきましては、令和4年9月1日以降の内閣府NPOホームページにおいて、NPO法Q&A及び「特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き（令和3年6月）」を別紙のとおり変更いたします。

各所轄庁におかれましては、当該政令改正について所轄のNPO法人に周知いただくとともに、所要の対応を講じていただくようお願いします。

（本件連絡先）

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付

参事官（共助社会づくり推進担当）付和智永、柿澤、久保井、矢萩

TEL：03-6257-1517 mail：npo.cv.m6a@cao.go.jp